Bibai City

Press Release

令和2年7月14日(火) 問合せ 経済部経済観光課 電 話 0126-63-0111 担 当 三浦

びばい経営支援金の申請要件の拡充について

次のとおり、申請要件の拡充を行いましたので、お知らせします。

「びばい経営支援金」制度概要

令和2年5月14日より、新型コロナウイルス感染症の影響で、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業全般に広く使える支援として、国の持続化給付金に該当しない事業者のうち、一定程度減収となった事業者に市独自の支援を行っています。

【支援額】30万円

【支援対象】国の持続化給付金に該当しない市内の法人・個人事業者で、 令和2年1月以降、申請月の前月までの期間のうち、ひと月の 売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること。

■申請要件の拡充内容

現在は、上記のとおり支援対象を「令和2年1月以降、申請月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が「<u>前年同月比20%以上50%未満減少</u>」した月があることとしていましたが、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大・収束が見えないなど、状況が悪化・長期化していることから、申請要件を拡充し、50%以上減少となった事業者に対しても、国の持続化給付金のみではなく、市としても重ねて支援することとし、申請要件を「<u>前年同月比</u>20%以上減少」としました。

■申請方法等

拡充後の制度概要については別添資料をご覧ください。申請書等については、令和2年7月14日に市ホームページで公開します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者への支援

℧ 美唄市

びばい経営支援金

事業収入が 50%以上減少した 法人・個人事業者に 対象を拡充しました

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に 対して市独自の支援を行います

支援金額

3 0 万円

対象者

- ・小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など幅広い業種で 事業収入(売上)を得ている市内の 法人・個人事業者 ※市内に店舗・事務所等を有すれば、市外の法人・個人事業者も対象。
- ・令和2年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間のうちひと月の事業収入(売上)が前年同月比 20%以上減少した月があること。
- ※一度給付を受けた方は、再度申請することができません。

申請に必要な書類

- ①「びばい経営支援金申請書」
- ②令和2年の売上が減少した月の月単位の 売上を記載した書類
- ③確定申告書等の写し
- ④本人確認書類(個人事業者のみ)
- ⑤通帳の写し
- ※国の持続化給付金を既に受給している方については、「持続化給付金の振込みのお知らせ」等の写しを添付いただければ、②③の書類は省略できます。
- ※申請書は市のホームページ からダウンロードできるほか、市役所で配布しています。

申請先・問合せ等

【申請先】

美唄市経済部 経済観光課 商工労働係

申請方法等の詳細や 申請に関する相談については、 商工労働係(TEL 63-0111)まで お問い合わせください。

申請期間 令和3年1月15日まで